

観光地用 グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会国際基準 および 推奨評価指標
Version 1.0, 2013 年 12 月 10 日

この評価指標は、観光地が本基準(GSTC-D)に適合しているかどうかを判断するために作成されています。指標はすべてを利用する必要はなく、基準（GSTC-D）の利用者がそれぞれの実情に合った独自の指標を開発するための例として示してあります。

これらの指標はいまだ草案の段階で、新しい情報によって定期的に更新されます。新たな指標や改善点があると思われる場合は、次のメールアドレスにご意見を送信してください。

destinations@gstccouncil.org.

基準	指標
A: 持続可能な観光地管理	
<p>A1 持続可能な観光地への戦略</p> <p>環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理、また景観に配慮した、規模に見合う中長期的な観光地域戦略を、住民参加によって策定・実施し、一般公開する。</p>	<p>IN-A1.a. 中長期的な観光地戦略は、持続可能性と持続可能な観光に焦点を定め、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理を含んでいる。</p> <p>IN-A1.b. 中長期的な観光地計画および戦略を更新し、一般公開している。</p> <p>IN-A1.c. 中長期的な観光地計画および戦略は、住民参加によって策定している。</p> <p>IN-A1.d. 中長期的な観光地計画は、政治的支援があり、実施したことを証明できる。</p>
<p>A2 観光地の管理組織（DMO）</p> <p>持続可能な観光への協調的な取り組みを進めるのに有効な、官民が参加する組織、部局、グループ、委員会などを設置する。これらの組織は、観光地の広さや規模に合ったものとし、環境、経済、社会、文化的課題への管理における責任、監督、実施能力を明確にする。また、これらの組織の活動の財源は、適切に確保する。</p>	<p>IN-A2.a. 管理組織は、持続可能な観光を協調的な方法で運営する責任を担っている。</p> <p>IN-A2.b. 観光の管理と調整には、民間部門と公共部門とがかかわっている。</p> <p>IN-A2.c. 管理組織は、観光地の広さや規模に見合ったものである。</p> <p>IN-A2.d. 管理組織の構成員は、持続可能な観光に対する責任を担っている。</p> <p>IN-A2.e. 管理組織は、適切に財源が確保されている。</p>

基準	指標
A3 モニタリング 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、公表し、対応できる体制を整える。調査の仕組みは、定期的に見直し、評価する。	IN-A3.a. 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査し、結果を公表している。 IN-A3.b. 調査の仕組みは、定期的に見直され、評価されている。 IN-A3.c. 観光による負荷の軽減措置は、財源が確保されており、機能している。
A4 観光業の季節変動に対する経営管理 観光の季節変動を和らげるために、その地域の資源を必要に応じて有効に利用する。地域経済、コミュニティ、地域文化、環境すべてのニーズのバランスをとりながら、年間を通じた観光の実現に取り組む。	IN-A4.a. 閑散期のイベントを企画販売するなど、年間を通じて訪問客を誘致する具体的な戦略がある。
A5 気候変動への適応 気候変動に関するリスクと可能性を見定める仕組みを作る。この仕組みは、気候変動へ適応した設備開発、立地選定、設計デザイン、施設経営の開発戦略を推進する。また、観光地の持続可能性と復元力を向上させ、地域住民と観光客に対する気候変動の教育に貢献する。	IN-A5.a. 気候変動に適応し、リスク評価をする仕組みがある。 IN-A5.b. 気候変動の軽減に関する法律や方針があり、軽減に貢献する技術を推進する法律や方針がある。 IN-A5.c. 一般市民、観光関連事業者、旅行者向けの、気候変動に関する教育と啓発のプログラムがある。
A6 観光資源と魅力のリストアップ 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力についての、最新のリストと評価を公開する。	IN-A6.a. 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力の、リストアップおよび分類がされている。
A7 計画に関する規制 環境、経済、社会への影響評価を行い、持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体を統合的に行うようなガイドラインや規制、方策を定める。このガイドラインや規制、方策は、自然および文化的資源を守るよう策定し、市民の声を反映しつつ十分に検討を重ね、一般公開し、順守する。	IN-A7.a. 自然および文化的資源の保護計画やゾーニングに関するガイドライン、規制、方策がある。 IN-A7.b. 持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体に関するガイドライン、規制、方策がある。 IN-A7.c. 計画に関するガイドライン、規則、方策は、市民の声を反映し、十分に検討を重ね、策定されている。 IN-A7.d. 計画に関するガイドライン、規則、方策は、一般公開し、順守されている。

基準	指標
<p>A8 ユニバーサルデザイン</p> <p>自然、文化的に重要な場所や施設は、障がい者や特別な準備を必要とする人を含む、あらゆる人たちが利用可能な状態にする。現状では利用が困難な場所や施設に関しては、調和を損ねない範囲で、適切に便宜を図る解決策を計画、実施し、利用できるようにする。</p>	<p>IN-A8.a. 自然、文化的に重要な観光地や施設において、障がい者や特別な準備を必要とする人の利用を支援する方策がある。</p> <p>IN-A8.b. 観光地の調和を損ねない範囲で、障がい者が無理なく利用できる解決策がとられている。</p>
<p>A9 資産の取得</p> <p>資産の取得に関する法律や規則を定め、施行し、自治体と先住民を含む地域住民の権利を保護する。また、地域住民との協議を保障し、正当な補償を行い、事前承諾のない移住・移設は許可しない。</p>	<p>IN-A9.a. 実施規定を含む政策や法律がある。</p> <p>IN-A9.b. 先住民を含む地域住民の権利を考慮し、公的な協議の場を保障し、正当な補償および事前承諾を得た場合のみ移住・移設を許可する政策や法律がある。</p>
<p>A10 来訪旅行者の満足度</p> <p>旅行者の満足度をモニターし、その結果を報告書として公開し、必要に応じて旅行者の満足度を高める措置をとる。</p>	<p>IN-A10.a. 旅行者の満足度に関するデータを収集し、報告書として公開している。</p> <p>IN-A10.b. モニタリングの結果に基づき、旅行者の満足度を向上させるための対策をとる仕組みがある。</p>
<p>A11 持続可能性の基準</p> <p>事業者向けに、GSTC 基準と一致した持続可能性の基準を推進する制度を定める。持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開する。</p>	<p>IN-A11.a. 関連業界が支持する持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムがある。</p> <p>IN-A11.b. GSTC に認識された持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムがある。(1)</p> <p>IN-A11.c. 持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムへの観光事業者の参加状況を調査している。</p> <p>IN-A11.d. 持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開している。</p>

基準	指標
<p>A12 安全と治安</p> <p>犯罪、安全性、健康被害などを監視、防止、公開し、それに対応する体制を整える。</p>	<p>IN-A12.a. 観光関連施設における防火対策、食品衛生、電気の安全性の点検を義務化し、継続している。</p> <p>IN-A12.b. ビーチや観光スポットにおいて、救護室の設置などの安全対策がある。</p> <p>IN-A12.c. 犯罪を防止し、対応する体制がある。</p> <p>IN-A12.d. 明確な運賃のタクシー許可制度や、観光地の出入口での組織的な配車システムがある。</p> <p>IN-A12.e. 安全や治安に関する情報を公開している。</p>
<p>A13 危機管理と緊急時体制</p> <p>観光地に適した、危機と緊急時の計画を立てる。重要な情報は、住民、旅行者、関連事業者に適切に伝わるようにする。計画は手順を確立し、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会を提供し、定期的に更新する。</p>	<p>IN-A13.a. 危機管理と緊急時体制の計画は、観光部門も考慮に入れたものである。</p> <p>IN-A13.b. 危機管理と緊急時体制の計画実施に必要な資金および人材を確保している。</p> <p>IN-A13.c. 危機管理と緊急時体制の計画は、民間の観光事業者の意見を取り入れて策定され、緊急時およびその後の伝達手順が含まれている。</p> <p>IN-A13.d. 危機管理と緊急時体制の計画は、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会の提供を定めている。</p> <p>IN-A13.e. 危機管理と緊急時体制の計画は、定期的に更新されている。</p>
<p>A14 観光の促進</p> <p>広報宣伝において、観光地、特産物、サービス、持続可能性に関する情報を正確なものにする。その内容は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものとする。</p>	<p>IN-A14.a. 観光地の広報宣伝は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものである。</p> <p>IN-A14.b. 観光地の広報宣伝は、商品やサービスについての情報が正確である。</p>

基準	指標
B: 地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化	
B1 経済調査 観光が地域経済におよぼす直接的、間接的な経済効果については、少なくとも年1回の調査を行い、結果を公表する。公表内容には、旅行者による消費額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどを可能な範囲で盛り込む。	IN-B1.a. 旅行者による消費金額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどの定期的な調査を行い、結果を公表している。 IN-B1.b. 直接的、間接的な経済効果について、少なくとも年に1回は調査を行い、結果を公表している。 IN-B1.c. 性別と年齢層別の観光関連雇用データは、少なくとも年に1回は収集され公開されている。
B2 地域の就業機会 観光地の事業者は、すべての人に平等な雇用、訓練の機会、労働の安全性、公正な労働賃金を与える。	IN-B2.a. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、雇用機会の均等を支持する法律や政策がある。 IN-B2.b. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人が、平等に参加できる研修プログラムがある。 IN-B2.c. すべての人に対して、労働の安全性を支持する法律や政策がある。 IN-B2.d. 女性、若年者、障がい者、少数派などの人々や社会的な弱者を含めたすべての人に対して、公正な賃金を支持する法律や政策がある。
B3 住民参加 観光地の計画立案や意思決定に関して、継続的に住民参加をうながす体制を整える。	IN-B3.a. 観光地の運営計画や意思決定は、行政、民間企業、コミュニティの利害関係者（ステークホルダー）が参加する体制を整えている。 IN-B3.b. 観光地運営について話し合う住民集会在、年1回以上、実施されている。
B4 地域コミュニティの声 観光地の管理に関する地域コミュニティの期待、不安、満足度などについて定期的に調査と記録を行い、適宜公表する。	IN-B4.a. 観光地の運営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に収集、調査、記録、公表されている。 IN-B4.b. データの収集、調査、記録、および公表は、適宜実施されている。

基準	指標
B5 地域住民のアクセス 自然や文化的な場所への地域コミュニティのアクセスについて、定期的に調査と保護を実施し、必要に応じて修復、回復を行う。	IN-B5.a. 地域住民や国内旅行者による自然や文化的な場所へのアクセスに関する調査、保護、修復、回復プログラムがある。 IN-B5.b. 観光名所や観光スポットを訪れる地域住民や国内外旅行者の行動や特性を調査している。
B6 観光への意識向上と教育 観光による影響がある地域社会に対し、観光事業の機会と課題への理解を高め、持続可能性の重要性を伝える定期的な教育プログラムを提供する。	IN-B6.a. 地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の役割や可能性の意識を高める教育プログラムがある。
B7 搾取の防止 商業的、性的、その他の搾取やハラスメントを防ぐ法律や慣行を定める。とくに子ども、青少年、女性、少数派などの人々に対するものは、注意を払う。法律や慣行は共有する。	IN-B7.a. 地域住民や旅行者に対し、商業的、性的、その他の搾取、差別またはハラスメントを防ぐための法律やプログラムがある。 IN-B7.b. 法律とプログラムに対して、共通の理解がある。
B8 コミュニティへの支援 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや持続可能性の取り組みに貢献できるように促す。	IN-B8.a. 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや生態系保全に関する取り組みやインフラ整備に寄付できるプログラムがある。
B9 地域事業者への支援とフェアトレード 地元の中小事業者や団体を支援し、地域の持続可能性につながる特産品や、自然や文化に基づいたフェアトレードの指針を促進、啓発する体制を整える。これらは、飲料、食品、工芸品、伝統芸能、農作物などを対象とする。	IN-B9.a. 地元の中小事業者を支援し、能力を向上させるプログラムがある。 IN-B9.b. 地域の特産品やサービスの利用促進を図るプログラムがある。 IN-B9.c. 地域の自然や文化に基づいた、地域の持続可能性につながる特産品の開発や、促進を図るプログラムがある。 IN-B9.d. 観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）を対象とするプログラムがある。

基準	指標
C: コミュニティ、旅行者、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化	
C1 観光資源の保護 建築遺産（歴史的、考古学的）、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源を評価、修復、保全するための方針と体制を整える。	IN-C1.a. 建築遺産や、農村や都市の景観を含む自然および文化的資源の保全管理体制がある。 IN-C1.b. 観光資源や名所における観光の影響を調査、測定し、軽減するための管理体制がある。
C2 旅行者の管理 観光資源や名所に対して、自然および文化的資源を保全、保護し、価値を高める旅行者の管理体制を整える。	IN-C2.a. 旅行者管理の計画と運営を担う運営体制が整っている。
C3 旅行者のふるまい とくに配慮を必要とする場所を旅行者が訪れる場合には、節度ある行動をうながすガイドラインを発行し、提供する。このガイドラインは、旅行者による環境負荷を抑制し、望ましいふるまいをうながすものとする。	IN-C3.a. とくに配慮を必要とする場所における旅行者の行動規範となる、文化および環境ガイドラインがある。 IN-C3.b. ツアーガイドとオペレーター向けに実施基準を設けている。
C4 文化遺産の保護 歴史的・考古学的な人工物の適切な販売、取り引き、展示、または贈呈に関する法律を定める。	IN-C4.a. 水没しているものを含む、歴史的・考古学的な人工物を保護する法律や規則があり、かつ実施されている。 IN-C4.b. 無形文化遺産（例：歌謡、音楽、演劇、技術、技能など）の価値を認め、保護するプログラムがある。
C5 観光資源の解説 自然や文化的な観光資源に関する正確な解説を提供する。解説の内容は、地域文化の伝え方として適切であり、コミュニティと協力して作成され、旅行者に適した言語で伝える。	IN-C5.a. 観光案内所や、自然や文化的な観光スポットにおいて、解説を含む情報が提供されている。 IN-C5.b. 解説の内容は、地域文化の伝え方として適切である。 IN-C5.c. 解説の内容は、コミュニティと協力して作成されたものである。 IN-C5.d. 解説の内容は、旅行者に適した言語で伝えられている。 IN-C5.e. 解説の内容を活用しているツアーガイドの研修がある。

基準	指標
C6 知的財産 コミュニティおよび個人の知的財産権の保護や維持に役立つ体制を整える。	IN-C6.a. コミュニティおよび個人の知的財産権を保護する法律や規則、またはプログラムがある。
D: 環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化	
D1 環境リスク 環境リスクを見極め、対応する体制を整える。	IN-D1.a. 環境リスクを認識するために、最近5年の間に観光地の持続可能性を評価している。 IN-D1.b. 認識された環境リスクへの対応策がある。
D2 脆弱な環境の保護 観光による環境への影響を監視し、生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整える。	IN-D2.a. 脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・生育地の一覧が作成され、更新されている。 IN-D2.b. 環境への影響の調査を行っており、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する管理体制がある。 IN-D2.c. 外来生物種の侵入を防ぐための体制がある。
D3 野生生物の保護 野生生物（動植物を含む）の採集、捕獲、展示、販売に関し、地方、国内、国際的な法律や基準に則っていることを保証する体制を整える。	IN-D3.a. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)：ワシントン条約を順守している。 IN-D3.b. 動植物の採集、捕獲、展示、販売を管理する基準があり、規則が設けられている。
D4 温室効果ガスの排出 事業者に対し、すべての活動（サービス供給者も含む）で排出される温室効果ガスを測定、監視、最小化、公開、低減をうながす体制を整える。	IN-D4.a. 温室効果ガス排出量の測定、監視、最小化、公開を支援する事業者向けプログラムがある。 IN-D4.b. 温室効果ガス排出量を低減する事業者向けプログラムがある。
D5 省エネルギー 事業者に対し、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開と、化石燃料への依存の低減を奨励する体制を整える。	IN-D5.a. 省エネ、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開を推進するプログラムがある。 IN-D5.b. 化石燃料への依存の低減を奨励し、エネルギー効率を向上し、再生可能エネルギー技術の採用をうながす政策や刺激策がある。
D6 水資源の管理 事業者に対し、水資源の使用量の測定、監視、削減、公開を奨励する体制を整える。	IN-D6.a. 水資源の使用量の測定、監視、削減、公開する、事業者向けのプログラムがある。

基準	指標
D7 水資源の確保 事業者による水の利用が、地域コミュニティが必要とする水資源に支障をきたさないよう監視する体制を整える。	IN-D7.a. 事業者による水の利用と、地域コミュニティが必要とする水資源とを、かたよることなく両立させられる管理体制がある。
D8 水質 飲用およびレクリエーションに使用する水は、水質基準に沿っていることを継続的に把握する（モニタリング？）体制を整える。その結果は公表し、水質に問題があれば、適時対応する体制を整える。	IN-D8.a. 飲用およびレクリエーションに使用する水の品質を継続的に把握し、公表する管理体制がある。 IN-D8.b. 継続的に把握した結果は公表されている。 IN-D8.c. 水質に問題があれば、適時対応する体制がある。
D9 廃水 浄化槽や廃水処理システムは、立地、維持管理、検査についての明確で強制力のあるガイドラインを設ける。地域住民と環境への影響を最小に抑え、廃水を適切に処理・再利用または安全に放流する。	IN-D9.a. 浄化槽や廃水処理システムからの排水に関する、経路、維持管理、検査の規則があり、順守していることが証明できる。 IN-D9.b. 廃水処理システムの規模や形式の、立地に適合した規則があり、順守していることが証明できる。 IN-D9.c. 廃水を効果的に処理・再利用する事業者向けの支援プログラムがある。 IN-D9.d. 適切な廃水処理と安全な再利用を確実なものとする、もしくは地域住民と環境への悪影響を最小にするプログラムがある。
D10 廃棄物の削減 事業者に対し、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを奨励する体制を整える。再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全で持続可能なものとする。	IN-D10.a. 廃棄物の排出量を継続して公的に記録する廃棄物収集の体制がある。 IN-D10.b. 数値目標を掲げて廃棄物を削減し、再利用やリサイクルされていない廃棄物を安全で持続可能な方法で処理する計画が実施されている。 IN-D10.c. 廃棄物の削減、再利用、リサイクルに関する事業者向けの支援プログラムがある。 IN-D10.d. 水の容器の削減に関する、事業者および旅行者向けのプログラムがある。

基準	指標
D11 光害と騒音 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制を整える。また、事業者に対し、このガイドラインや規制に従うようながす。	IN-D11.a. 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制がある。 IN-D11.b. 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規制に従うことを推奨する事業者向けプログラムがある。
D12 環境負荷の小さい交通 公共交通機関、徒歩や自転車などを含む、環境負荷の小さい交通機関の利用を促進する体制を整える。	IN-D12.a. 環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある。 IN-D12.b. 旅行者にとって関心の高い観光スポットへの自力移動（例：徒歩や自転車など）を容易にするプログラムがある。

*GSTC 推奨指標（英文）は、NPO 法人エコロジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンターの協力により、日本語に翻訳されています。翻訳・校正協力者：高山傑、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、古屋絢子、二神真美

**GSTC 認定基準（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO 法人エコロジ協会、NPO 法人エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会（PATA）の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者：堀信太朗、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美、二神真美